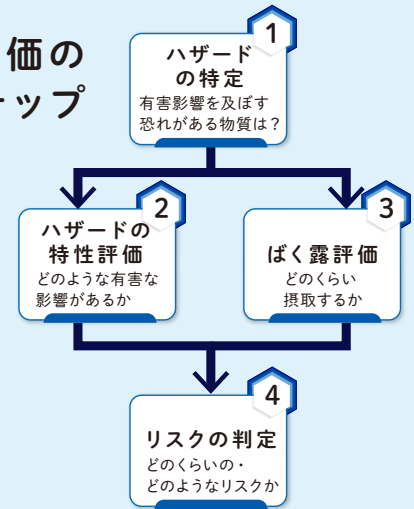


# リスク評価

食品に含まれることにより、ヒトに危害を及ぼす可能性のある要因（例えば、食中毒菌、残留農薬、異物等）を「ハザード」と呼びます。食品安全委員会の行うリスク評価とは、食品に含まれるハザードを摂取することによるヒトの健康に対するリスクを科学的に評価することです。

リスク管理機関（消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省等）が食品の安全性の確保に関する措置を行う場合には、原則として、このリスク評価に基づいて行うこととなっています。

## リスク評価の基本ステップ



## 専門調査会とワーキンググループ（WG）

食品安全委員会には年間計画等を調査・審議している企画等専門調査会とハザードごとの専門調査会が設置されています。また、特定の分野について集中的に審査を行う必要がある場合にワーキンググループを設置します。約200名の専門委員（大学・研究機関の研究者など。非常勤。）がそれぞれの専門分野に応じて、担当するハザードのリスク評価を行っています。

| 調査会      | 審議対象  |
|----------|---|
| 企画等専門調査会 | 委員会の活動に関する年間計画及び基本的事項等、リスクコミュニケーションに関する事項、緊急時対応のあり方、自ら評価案件の選定 |

| 調査会            | 審議対象                       | 最近の評価実績等   |
|----------------|----------------------------|--|
| 添加物専門調査会       | 保存料、甘味料、着色料、香料などの食品添加物     | 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄ピロ亜硫酸カリウム及び、ピロ亜硫酸ナトリウム並びに亜硫酸水素アンモニウム水の評価書（2025年8月28日）                  |
| 農薬（第一～第五）専門調査会 | 農薬                         | フィプロニルの評価書（2025年8月28日）   |
| 動物用医薬品専門調査会    | 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器    | ケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤の評価書（2025年7月23日）   |
| 器具・容器包装専門調査会   | 器具、容器包装                    | 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第3 器具及び容器包装の部A器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項第9款に規定する手続の制定（2025年5月28日） |
| 汚染物質等専門調査会     | 汚染物質、その他、他の専門調査会の所掌に属さない物質 | カドミウム（「器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」についての改正）の評価書（2024年2月29日）                                       |